

千葉市技術・家庭教育センター運営要項

1 目的

技術・家庭教育センターは、千葉市における技術・家庭科教育の推進及び技術・家庭科担当教員の資質向上を図ることを目的として設置する。

2 名称

千葉市技術・家庭教育センター

3 事業内容

- (1) 担当教員の伝達研修会・実技研修会の開催に関する事。
- (2) 備品の貸し出しに関する事。
- (3) 技術・家庭科教育の啓発（資料提供、センターだよりの発行等）に関する事。
- (4) 技術・家庭教育センター運営委員会及び実技研修運営委員会の開催に関する事。
- (5) 県技術教育センター主任会及び連絡協議会への参加に関する事。

4 運営

技術・家庭教育センターの役員・委員等の役割は次のとおりとする。

- (1) 運営委員長－技術・家庭教育センターの運営を統轄する。
- (2) 運営副委員長－運営委員長を補佐する。
- (3) センター長－技術・家庭教育センターの運営を推進する。
- (4) 顧問－技術・家庭教育センターの運営を支援する。
- (5) センター主任－技術・家庭教育センター事業の企画運営をする。
- (6) 運営委員－センター主任を補佐する。
- (7) 担当指導主事－技術・家庭教育センターの事業の運営を補佐し支援する。

5 技術・家庭教育センター運営委員会

- (1) 事業を推進するための企画、運営について審議する。
- (2) 年2回の開催を定例とするが、必要によりセンター長が運営委員長の承認のもとに招集できる。

6 実技研修運営委員会

- (1) 実技研修の事前準備を行う。
- (2) 年2回の開催を定例とするが、必要によりセンター長が運営委員長の承認のもとに招集できる。

7 運営予算

運営にあたって、必要とされる実技研修会・センターだより等にかかわる経費は、千葉市教育委員会の予算から補助を受ける。

8 附則

この運営要項は、平成24年4月1日より施行する。